

第6回締約国会議  
2000年11月13～25日、於ハーグ  
議題：第7項(c)

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす  
締約国会議第一回会合の準備（決議第8/CP.4号）

メカニズムに関する作業計画（決議第7/CP.4号及び第14/CP.5号）

京都議定書第17条

議長による注釈

1. 本案文は将来の作業を容易にするために、COP6 議長の権限に基づいて作成された。これは、COP の両補助機関がその第 13 回会合の後半に COP へ提出した案文（FCCC/SB/2000/CRP.21）並びにメカニズムに関するコンタクトグループの議長も同席した両補助機関の議長との非公式協議及びこれら議長の勧告に基づいている。

2. COP は、文書 FCCC/SB/2000/CRP.21 に含まれる両補助機関から COP へ提出された案文もまだ有効であることを勸案の上、本案文にも留意するように要請する。

目 次

	（訳文）	
	<u>項目</u>	<u>ページ</u>
決議案第〔C/CP.6〕号：排出量取引の原則、方法、規則及び指針 -----		2
附属書：排出量取引の方法、規則及び指針 -----	1-10	5
附属書に対する附則		
X. 補足性 -----	1-4	12
A. 収益の一部の決定と配分 -----	1-3	14
B. 登録簿 -----		14

## 【決議案第〔C/CP.6〕号：排出量取引の原則、方法、規則及び指針

締約国会議は、

その決議第 1/CP.3 号〔、特にその 5 項(b)〕を想起し、

また、その決議第 7/CP.4 号及び第 14/CP.5 号も想起し、

〔条約第 4 条と第 12 条及び京都議定書の第〔3 条と 17 条〕〔2、3、4、5、7、11、17、18 条〕を考慮に入れ、〔また本決議の附属書に対する附則 X に含まれる諸規定を反映させ〕、〕

〔京都議定書第 3 条と第 17 条は、それに従って京都議定書附属書 B に含まれる一の締約国が京都議定書附属書 B に含まれる他の締約国へ移転するいかなる割当量の一部も移転する締約国の割当量から差し引かれ、またかかる締約国が別の締約国から取得するいかなる割当量の一部も取得する締約国の割当量に追加されるが、これらいかなる移転或いは取得も締約国が京都議定書附属書 B に登録された排出の抑制と削減に関する数量化された約束に従ってその割当量を変更することなく、第 3 条による排出の抑制と削減に関する数量化された約束の遵守に寄与させる目的でのみ行われると規定していることを念頭に置き、〕

〔附属書 B に含まれる一の締約国はその割当量の一部を附属書 B に含まれる他の締約国へ移転することができるが、それは移転する締約国がその約束の達成において、その排出量を国内の政策と措置を通じて抑制と削減に関するその約束を越える規模で抑制又は削減することができ、それによってその割当量の一部が使われなくなった場合に、割当量を超える国内排出量を相殺するために割当量の一部を取得しようとしている附属書 B に含まれる他の締約国に対してそれを移転することができることを念頭に置き、〕

〔京都議定書は条約附属書 及び議定書附属書 B に含まれる締約国に対して、京都議定書第 6、12、17 条によっていかなる種類の排出についても権利、所有権、又は資格も作り出す或いは付与するものではないことを認識し、また第 17 条に基づく排出量取引は第 3 条に基づく約束を履行する目的で単に割当量の一部の移転と取得を計算する目的のものであることを認識して、〕

〔更に、第 17 条に基づく排出量取引は第 3 条に基づく約束を履行する目的で単に割当量の一部の移転と取得を計算する目的のものであることを認識し、〕

排出量取引の目的を達成するための行動において、京都議定書附属書 B に含まれる締約国は条約第 2 条と、条約第 3 条に含まれる諸原則、特に下記の事項を指針とすることを確認し、即ち、

〔先進締約国と発展途上の締約国との間の衡平性。これは発展途上の締約国における人口一人あたりの排出の権利に関するもので、発展途上国の人口一人あたりの排出量が依然

として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、またそれらの締約国の最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方先進締約国は発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不公平性を軽減する観点から、引き続き[国内の政策と措置][行動]を通じて排出水準を引き下げる目的で、その排出量を抑制し削減する必要があることを確認するものである。]

[議定書は条約附属書 及び京都議定書附属書 B に含まれる締約国に対して、いかなる権利、所有権又は資格も作り出し或いは付与しておらず、また排出量取引に関する国際的な市場制度又は市場体制も作り出していないことを認識して、]

[排出量取引は、京都議定書附属書 B に含まれる締約国が京都議定書第 3 条に基づくそれぞれの約束を履行するために、それら締約国の間で割当量の一部の移転と取得を計上するためだけのものである。]

透明性；

[気候変動への有効性：気候変動の軽減に関連する実質的、測定可能かつ長期的な便益を達成するものとする。][全体的な排出削減量は、他の場合より少なくてはならない。]

[気候変動の有害な影響と軽減対策の影響を特に受けやすい発展途上の締約国に特有の状況：排出量取引は、条約第 4 条 8 項と 9 項に規定するものを中心として発展途上の締約国に対する有害な社会的、環境的及び経済的影響を最小限に抑える方法で実施すべきものとする。]

[ファンジビリティ / ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位[、認証排出削減量]及び[割当量単位][割当量の一部]を[有効な環境的同等性を確保する目的で京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が設定する規則と手続きに従って]取引[することができる][するものとする][してはならない。]

1 . 上記の諸原則に従って、とりわけ検証、報告及び説明責任に関して本決議の附属書に含まれる排出量取引に関する方法、規則及び指針を採択する。

2 . [京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、排出量取引に参加している締約国が報告した割当量の一部の取得及び移転を承認又は却下する権限を持つことを決議する。]

3 . 附属書 に含まれる締約国に対して、附属書 B に含まれる市場活動への移行期にある締約国の排出量取引への参加を容易にするように要請する。

4 . [また、京都議定書第 12 条 8 項に従って使われる、本決議の附属書の諸規定に基づく収益の一部は、京都議定書第 17 条に基づく最初の取引に適用され、比率は〔y の x%〕と

し、そのうち運営経費に割り当てられる比率は〔z%未満〕、適応基金<sup>1</sup>に割り当てられる比率は〔100-z%以上〕とすることを決議する。適応努力に資金援助を行うための収益の一部は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応活動に対する附属書 に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならない。〕

5. 更に、附属書に含まれる方法、規則、指針を将来見直す場合は、議定書締約国の経験を考慮に入れ、下記を念頭に置いて〔コンセンサスにより行うこと〕を決議する。即ち、

(a) 初回の見直しは約束を履行するための最初の調整期間終了から 1 年以内に行われるものとする<sup>2</sup>。

(b) その後の見直しは〔それ以降定期的に〕〔3 年間隔又は...の要請があり次第〕行われるものとする。

6. 〔条約の事務局に対して〕本決議とその附属書に含まれる、それに割り当てられた職務を遂行することを要請する<sup>3</sup>。

7. 〔その第\_\_回会合で〕下記の決議を行うように決議する。即ち、

(a) 民間部門の組織を含む検証組織及び検査組織の役割を定める。

(b) 法人を対象とする国内の割当と説明責任の手續に関する指針を発表する。

(c) 競争の歪曲の可能性を追跡し、指針に標準的検査を含める。〕】

## 附属書：排出量取引に関する方法、規則及び指針

### 【定義】

本附属書においては、

(a) 京都議定書第 1 条に含まれる定義を適用するものとする。疑いを避けるために、「締約国」という用語は議定書の締約国を意味し、これには条約附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国への言及も含まれる。

(b) 「条」とは、別途指定しない限り議定書の条項を意味する。

(c) [附属書 に含まれる各締約国を対象とする「割当量」は、1990 年又は議定書第 3 条 5 項に従って決定される基準年又は基準期間の、議定書附属書 A に記載された温室効果ガスの二酸化炭素相当人為的排出量の合計値について、議定書附属書 B で当該締約国について登録された比率を 5 倍したものに等しいものとする。]

(d) 「認証排出削減量」又は“CERs”とは、第 12 条とそれに基づく必要条件に従って発行される単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義された。又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(e) 「排出削減単位」又は“ERUs”とは、第 6 条とそれに基づく必要条件に従って[発行][移転]される単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(f) 選択肢 1：「割当量単位」又は“AAUs”とは、[附属書 B に含まれる締約国の割当量のうちシリアル番号がつけられた一部][第 3 条[3、4、]7、8 項に基づいて計算される単位]を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

選択肢 2：「割当量の一部」又は“PAA”とは、議定書第 17 条とそれに基づく必要条件に従って発行される単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(g) [「割当量」には、[AAUs][PAAs]、CERs 及び ERUs が含まれる。]

(注釈：以下の 1~4 項は**附属書 に含まれる締約国の適格性の必要条件に関するものである**。これらの項は、遵守に関する手続とメカニズムを設定する決議第 2/CP.6 号と関連する可能性がある。)

選択肢 1 ( 1 項 ):

1 . 附属書 に含まれる締約国は、決議第 [ --/CP.6 ] 号によって設置される遵守委員会が、当該締約国は下記 3 項(a)(g)[(h)][(i)][(j)][(k)][(l)]の適格性必要条件を満たしていると判断した場合、第 17 条の規定に基づき割当量の一部を移転或いは取得することができる。

選択肢 2 ( 2 項 ):

2 . 附属書 に含まれる締約国は、

(a) 決議第[ --/CP.6 ]号によって設立される遵守委員会が 3 項(b) ~ (e) [ 及び(g) ~ [(i) [(l) ] ] の適格性必要条件の一又は複数を満たしていないと判定しないかぎり、事務局に対して適格性必要条件を満たしていることを文書化した報告書を提出してから[XX<sup>4</sup>]か月後に第 17 条の諸規定に基づく割当量の一部を取得することができる。

(b) 遵守委員会の執行部門が事務局に対して、当該締約国が 3 項(b) ~ (e) [ 及び(g) ~ [(i) [(l) ] ] の適格性必要条件に関連して実施上の問題について何ら処分を受けていないと通知している場合は、さらに早い時期から第 17 条の諸規定に基づく割当量の一部を移転或いは取得することができる。

(c) 締約国は、それが 3 項(b) ~ (f) [ 及び(g) ~ [(i) [(l) ] ] の適格性必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守委員会が判定しないかぎり或いは判断するまで、[ 第 17 条に基づく移転と取得を ] 続けることができる。遵守委員会から上記の必要条件の一又は複数を満たしていないと判断された締約国は、これら必要条件を満たしており、従って再び移転と取得の適格性を持つと遵守委員会が判断した時のみ、移転と取得を行うことができる。

3 . 上記 [ 1 ] [ 2 ] 項で述べる締約国の適格性必要条件とは下記を意味する。

選択肢 1 : この選択肢は下記(a)に関するもの。

(a) 最新の年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出及び [ ..... ] で定義される登録簿に関する規定を含めて、京都議定書第 [ 3, ] 5、7 条に基づくその約束及びそれに基づき決定される指針で規定される必要条件を遵守している。

選択肢 2 : この選択肢は下記(b) ~ (f)に関するもの。

(b) 2 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 5 条 1 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、モントリオール議定書によって規定されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去を推定するための国内制度を設定している。

(c) 2 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 7 条 4 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づ

く〔その割当量におけるすべての変動〕〔移転〕又は取得する ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕〔AAUs〕〔PAAs〕と ERUs の増減及び CERs の増加〕を説明し追跡するためのコンピューター化された国内登録簿を備えている。

(d) 2項(a)に基づき報告書を提出する時点までに、第7条4項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、その〔最初の〕割当量を設定している。

(e) 2項(a)で説明する報告書の中で、〔モントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガスの発生源による人為的排出〔及び吸収源による除去〕について〕〔附属書Aのガスと発生源に関する〕第5条2項と第7条1項の諸規定及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件（第一回の提出期限に関する条件を除く）に従って該当する最新年度の年間目録を提出している。

(f) その後2項(a)で説明する報告書の提出に続く各年度について、第7条1項とそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って年次報告書〔その割当量に関する情報〕を、また〔附属書Aのガスと発生源に関する〕第5条2項と第7条1項の諸規定及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って年間目録を、それぞれ提出している。

（注釈：以下の(g)～(l)は選択肢1又は選択肢2の一部とすることができる。）

(g) 〔議定書を批准している。〕

(h) 〔〔COP〕〔COP/MOP〕によって採択される遵守に関する手続とメカニズムによって拘束されている〕〔第17条への参加から、〔その原則、方法、規則及び指針に従って〕、特に第2条1項及び3項、第3条2項及び14項、第6、11、12、17条に関する諸規定に従って〕〔附則Xに従って〕除外されていない。〕

(i) 〔第7条2項及びそれに基づき決定される指針に従って、義務づけられる最新の〔すべての〕定期的国別報告書を提出している。〕

(j) 〔第17条〔の方法と手続に従って〕〔議定書に基づく関連諸規程に従って〕に基づく参加から除外されていない。〕

(k) 〔COP及びCOP/MOPの関連決議に従って、第3条3項と4項に基づく必要条件に準拠して、人為的な活動に直接起因する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の正味変化について義務づけられる最新の情報を提出している。及び〕

(l) 〔〔附則Xに従って〕国内の〔行動〕〔政策と措置〕を通じて十分な排出削減を達成している。〕

4.〔第4条に基づき事業を運営している附属書 に含まれる締約国は、同じ第4条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国と

なっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、[AAUs][PAAs]を[第 3 条によるその約束を履行する一助として]移転或いは取得し[それを使用する]ことが[できる][できない]。]

(注釈：以下の各項は参加に関するものである。)

5 . 選択肢 1 : (a) 附属書 B に含まれ、その管轄下にある法人に国際的な排出量取引への参加を認可する締約国は、認可するすべての法人による温室効果ガス排出の正確なモニタリングを行うための国内制度を設定し維持するものとする。

(b) 附属書 B に含まれ、その管轄下にある法人に第 17 条に基づく排出量取引への参加を認可する締約国は、議定書に基づくその義務の履行について引き続き責任を負うものとし、それらの参加は本附属書と整合のとれたものとする。法人は、上記〔1~〕〔2~〕4 項の諸規定に従って認可する締約国に適格性が欠けている期間には、第 17 条に基づく排出量取引に参加することはできない。

選択肢 2 : (注釈：この選択肢は上記(b)だけ。)

選択肢 3 : PAAs の移転と取得は附属書 B に含まれる締約国の間で行われるものとする。但し、移転する締約国は第 3 条に基づくその数量化された排出の抑制と削減に関する約束の達成において、この排出の抑制と削減の約束を上回る規模でその温室効果ガス排出を抑制又は削減できており、それによって排出割当量の一部を使わないまま済んでいることを条件とする。

6 . [ 附属書 B に含まれ、法人に第 17 条に基づく排出量取引への参加を認可する締約国は、それら法人の最新のリストを維持し、事務局及び公衆に公表できるようにするものとする。]

(注釈：以下の項は運営方法に関するものである。)

7 . 選択肢 1 : [ERUs、][CERs] 及び [PAAs][AAUs] の [移転と] 取得は、二国間と多国間の取決め及び市場取引を通じて行うことができる。

選択肢 2 : [ERUs、][CERs] 及び [AAUs][PAAs] の [移転と] 取得は、締約国〔又は法人〕が一年間に[x]百万トン以上を〔移転〕する場合、開かれた透明な取引所を通じて行うものとする。この規定は炭素[y]百万トン未満の [AAUs][PAAs] の移転には適用しないものとする。

選択肢 3 : [AAUs][PAAs] の移転と取得は、附属書 B に含まれる締約国間の二国間取決めを通じて行われるものとする。PAAs の移転又は取得を希望する附属書 B に含まれる締約国は、移転の前に移転されるべき数量を公表することができる。

(以下の項は**収益の一部**に関するものである。)

8.〔収益の一部は、附則 B に従って[移転する][取得する]締約国から該当する口座へ移転するものとする。〕

(以下の項は**遵守に関連する問題**に関するものである。)

9. 選択肢 1：発生締約国の責任：遵守に関する手続とメカニズムで述べる約束履行のための調整期間を過ぎた約束期間の実際の排出量が、遵守の目的で償却された ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を越える附属書 B に含まれる締約国は、COP/MOP が採択する遵守に関する手続とメカニズムの対象になるものとする。

選択肢 2：発生締約国の追加の責任：第一約束期間について、第 17 条に基づく排出量取引に参加する締約国は、当該締約国の国内登録簿における第一期間の割当量の合計保有量(取消口座を除く)が下記の 60%に等しい数量を下回るまで割当量を移転してはならない。即ち、

(a) その最初の割当量あるいは、

(b) 見直し済み排出データを入手できる最新年度について、第 5 条 2 項、7 条 1 項、8 条に従って作成、審査され、下記(c)項に従って更新された附属書 A の発生源からの当該締約国の排出量の 5 倍

のいずれか少ない方。

(c) 上記(b)の数値は、第 8 条に従って当該締約国の各年度の排出データを見直した後計算し直される。この数値は、見直し済みデータを入手可能な約束期間の各年度について、第 5 条 2 項、第 7 条 1 項及び第 8 条に従って作成され見直される、附属書 A の発生源からの排出量と、当該約束期間の残りの年度について、このデータを入手可能な最新年度の排出量に等しい数値とを合計したものに等しくする。

選択肢 3：条約附属書 及び附属書 B に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその数量化された排出の抑制と削減に関する約束の達成で、その約束を上回って温室効果ガスの排出を抑制又は削減でき、それによって排出割当量の一部が使われなかった場合に、第 17 条に基づき条約附属書 及び附属書 B に含まれる他の締約国へその割当量を移転することができる。

(a) 〔各約束期間のはじめに〕〔約束期間の継続中に〕、附属書 B に含まれる各締約国はその割当量の一部を国内登録簿の〔当該約束期間専用の留保口座の中に〕〔記帳する〕〔保持する〕ものとする。この部分は、その割当量の[x]%と下記(b)に従って求められる数量のいずれか少ない方とする。

(b) 選択肢( )：この部分は、第 8 条に基づいて見直された最近 7 年間の当該締約国の排出量に、最小二乗線形回帰分析で外挿した直線を使って当該締約国の約束期間の排出量を予測することによって求められる。

選択肢( )：下記(c)を条件として、この部分は、第 8 条に基づいて排出データが見直された最新年度における当該締約国の排出量を 5 倍したものに等しいものとする。

(c) 第 8 条に基づき締約国の各年度の排出データを見直した後、〔留保口座にある〕〔国内登録簿に保持される〕割当量を再計算するものとする。再計算された部分は、見直し済みデータの入手可能な約束期間について各年度の排出量と、当該約束期間の残りの年度についてこのデータの入手可能な最新年度の排出量に等しい数値とを合計したものに等しいものとする。

(d) 上記(c)の再計算で、この部分が当該締約国の〔国内登録簿〕〔約束期間留保口座〕の該当する部分より小さくなった場合は、この差に等しい件数の[AAUs][PAAs]をその〔国内登録簿〕〔留保口座〕から移転することができる。再計算で、この部分が当該締約国の〔国内登録簿〕〔約束期間留保口座〕の該当する部分より大きくなった場合、締約国はこの差に等しい件数の[AAUs][PAAs]、ERUs 又は CERs を、それが国内登録簿からの[AAUs][PAAs]、ERUs 又は CERs のいかなる〔移転〕も認める前に、その〔国内登録簿〕〔留保口座〕へ〔移転〕するものとする。

(e) 約束期間留保〔口座〕の計算とその見直しは、第 7 条に従って報告するものとする。

(f) 〔上記(d)に規定する場合を除いて、約束期間留保口座に保持される[AAUs][PAAs]、ERUs 又は CERs は〔移転する〕ことはできず、当該締約国の第 3 条 1 項に基づく約束の履行のためにのみ使うことができる〕〔締約国の償却口座だけに〔移転〕できる〕。

選択肢 4：計画に対して余剰となる単位：

(a) 約束期間の始まる前に、第 17 条に基づき[AAUs][PAAs]の移転を希望する附属書 B に含まれる締約国は、当該約束期間における合計割当量の 15～25%の範囲内で各年度に配分し、この配分について事務局へ通知するものとする。

(b) 約束期間の第 1 年度に、締約国は 2008 年に配分される部分と第 8 条に従って見直された 2006 年の排出量との差を計算するものとする。事務局はこの計算を検証し、差の認定証を発行するものとする。発行されるすべての認定証は、市場においていかなる責任又は取引に固有の遵守規則も適用されることなく有効でなければならない。

(c) その後の各年度に、締約国は当該年度を含めたそれまでの約束期間の各年度に配分された部分を合計する。次にこの数値から、2006 年に始まる同じ年数について、第 8 条に従って見直されたその合計排出量を差し引く。また、約束期間のそれまでの年度に当該締約国へ発行された[AAUs][PAAs]の認定証の数量と第 6 条に基づき移転された ERUs の数

量を差し引くものとする。事務局はこの計算を検証し、差の認定証を発行するものとする。発行されるすべての認定証は、市場においていかなる責任又は取引に固有の遵守規則も適用されることなく有効でなければならない。

(d) 締約国は、約束期間の将来の年度に対する部分を配分し直すことができ、その場合は事務局へ通知するものとする。

選択肢 5：混合責任：第 17 条の規定に基づき割当量の一部を他の締約国へ移転した附属書 B に含まれる締約国が、第 3 条に基づく約束において不遵守を起こした場合、移転された割当量のうち元の移転を遡及的に計算して（後入れ先出し法）移転締約国の排出量はその割当量を超過する部分は、一時的に無効とされ、これら割当量の一部が発行された期間には第 3 条 1 項に基づく約束を履行する目的で使用することはできないものとする。移転元の締約国は、その超過排出量全体に対して責任を負うものとし、遵守に関する手続とメカニズムのもとで第 3 条に基づく約束違反の対象となるものとする。無効とされる割当量の一部は第 3 条 13 項の規定に基づいて取得締約国がバンキングできるが、移転元の締約国が上記の約束違反に起因する義務を履行していると遵守当局が判断するまで、第 3 条 1 項に基づく約束を満たす目的で使用することはできない。

10 .〔条約事務局〕は、締約国に要請される職務を遂行し、特に第 17 条に基づく排出量取引に参加する適格性を持たない附属書 B に含まれる締約国〔及び法人〕の公表可能なりストを維持するものとする。

【附則X（排出量取引に関する決議第〔C/CP.6〕号の附属書に対する）  
「の一部」/補足性

1. 選択肢 1：「補足性」については規定しない。

選択肢 2：附属書 に含まれる締約国は、その排出の抑制と削減に関する約束を主として国内対策を通じて達成するものとする。〔附属書 に含まれる締約国による第 6、12、17 条のメカニズムの使用は、第 3 条に基づくその約束を満たすのに必要な努力の 30%以内に抑えるものとする。COP/MOP はこの上限を定期的に見直すことができる。〕この必要条件に対する遵守は、第 7 条に従って提出される情報に基づき遵守委員会によって評価される。

選択肢 3：附属書 B に含まれる締約国の純取得量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad [5][25]\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。）

(b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 B に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づき立案される専門家の見直し手順を経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムのすべてを使用する場合の附属書 B に含まれる締約国の純移転量は下記を越えてはならない。即ち、

$$5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。）

但し、附属書 B に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づき立案される専門家の見直し手順を経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる。

締約国が共同で約束を履行 1 するという第 4 条の取決めのメンバーである場合、割当量

はその取決めに基づいてその締約国へ配分される割当量とする。それ以外の場合は、第 3 条 7 項に従って計算される当該締約国の割当量とする。

選択肢 4：第 3 条は附属書 に含まれる締約国の排出の抑制と削減に関する約束を設定し、それら締約国のそれぞれがその約束を達成するために国内対策を主たる手段とすべきことを規定している。附属書 に含まれる各締約国の第 6、12、17 条によるメカニズムへの参加は、当該締約国が遵守に関する手続とメカニズムを通じて、国内対策がその第 3 条に基づく約束を達成する主たる手段であることを立証することを条件とする。第 3 条の約束に対する遵守について、附属書 に含まれる各締約国の第 6、12、17 条によるメカニズムの合計使用量は、附属書 B に登録した当該締約国の排出の抑制と削減に関する数量化された約束に基づくその割当量の X%を越えないものとする。

**〔第 4 条に関連する問題点〕**

2 .〔第 17 条に基づく[AAUs][PAAs]の移転又は取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

3 .〔第 17 条に基づく[AAUs][PAAs]の正味移転又は正味取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

4 .〔第 4 条に基づく割当の再配分は、上記選択肢 2-4 で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕

**【附則 A（第 17 条に関する決議第〔C/CP.6〕号の附属書に対する）**  
**収益の一部の決定と配分**

選択肢 A：収益の一部については規定しない。

選択肢 B：

1．選択肢 1：収益の一部は、[AAUs][PAAs]の、それらが発行される登録簿からの最初の移転の[x][10] %と定義される。

    選択肢 2：収益の一部は、[AAUs][PAAs]の、それらが発行される登録簿からの最初の移転の価値の[x][10] %と定義される。

2．理事会は公開の競争的手順を通じて[AAUs][PAAs]を競争により通貨に交換し、適応基金口座と運営費用口座のそれぞれの基金へ預託するものとする。

3．〔[COP][COP/MOP]は理事会の運営費用に充当する予算を 2 年ごとのペースで採用するものとする。これに相当する金額は収益の一部を引き当て、この目的のために事務局が維持する口座へ預託されるものとする。[COP][COP/MOP]は、[この運営予算が収益の一部の 10%を越えないようにする][運営予算を収益の一部の 10%以内の金額で維持するように努力する]ものとする。残る[収益の一部の 90%を下回らない金額][収益の一部の {90%}{金額}]は、後発途上国及び小規模島嶼国を中心として気候変動の有害な影響[及び / 又は対応策の実施の影響]を特に受けやすい[発展途上の締約国][附属書 に含まれない締約国]の適応努力への資金援助に使うものとし、この目的のために[COP/MOP によって設定される][関連諸規程で言及される]適応基金によって維持される口座へ預託されるものとする。〕〕

**【附属 B（第 17 条に関する決議第〔C/CP.6〕号の附属書に対する）**  
**登録簿**

（注釈：一部の締約国は、第 17 条に関連する登録簿に関する規則と指針をこの附属書の一部として含めるように求めている。他の締約国は、これを第 7 条の案文の一部として含めるように提案している。結論が出ていないため、第 17 条に関連する登録簿は文書 FCCC/CP/2000/CRP.4 に含めてあるが、これは最終的な挿入場所に影響を与えるものではない。〕

.....